

富山家庭裁判所委員会（第16回）議事概要

1 開催日時

平成22年12月1日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

富山家庭裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

【委員】

佐伯欣宣，佐々木外志，柴田秀樹，竹中理比古，種部恭子，寺田嶺子，本多利光，前澤 功，三谷順子，宮嶋 潔

【ゲストスピーカー】

富山児童相談所 倉田相談判定課長

【事務担当者】

安藤首席家裁調査官，田村次席家裁調査官，青木首席書記官，牧野事務局長，判治総務課長，笠松地裁総務課課長補佐，田中地裁庶務係長

4 進行次第

(1) 委員長あいさつ

(2) ゲストスピーカーの紹介

(3) 議事

ア 児童虐待防止と家庭裁判所のかかわりについての基本説明

(ア) 児童虐待の防止に関する法整備状況及び富山県内における児童虐待の現状について

(イ) 家庭裁判所における児童虐待関係事件の種類や手続の流れについて

(ウ) 児童虐待関係事件への家裁調査官の関与について

イ 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

ウ 「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」の取扱いについて

5 次回テーマ

「高齢化社会における家庭裁判所の役割について（成年後見制度を中心として）」

6 次回期日

平成23年6月14日（火）午後1時30分

(別紙)

質疑応答及び意見交換

(○委員長, △委員, ■ゲストスピーカー, ◆事務担当者)

1 質疑応答

- △ 虐待を受けている疑いが強い子供が発見された場合、児童相談所で即効性のある対応を行うことは可能か。
- 子供の安全確認を行った結果、虐待の疑いが強く、帰宅させることが相当でない場合は、職権による一時保護が可能である。
一時保護までに至らない場合は、家庭訪問などの継続指導という形でケアを行っている。
- △ 児童虐待による親権喪失の申立てがなされた後に、必要性がなくなった等の理由で申立てが取り下げられることもあるということだが、そのような場合、子供の生活環境が簡単に変わるとは思えないが、裁判所は、申立ての取下げ後に何らかのフォローを行うのか。
- △ 申立ての取下げ後に裁判所が関与することはないが、その後、子の引渡しや親権者等の変更といった別の事件が係属し、その中で対応する事例はある。
- △ 児童福祉施設への入所承認の申立ての審理期間はどの程度か。
- △ 過去に経験した申立てを認容したケースでは1か月以内のものもあった。申立て受理後、家裁調査官の調査や家事審判官による相手方の審問手続などを経て審判を行うので、その程度の期間を要する。
- △ 一般市民から児童相談所に対する情報提供や問い合わせは増えているか。
- 一般市民の児童虐待に対する関心は高まっている。また、医療機関では、虐待対応のマニュアルを作成するなどの動きがあり、今後、病院からの通告も増えると予想している。
- △ 家庭裁判所は、審判を行う上で、子供の意思をどのように確認しているの

か。

◆ 家裁調査官が、子供の真意を判断するため、多方面から質問し、養育環境や親子の関わり方といった事情も合わせて調査している。

■ 児童相談所では、精神科医のカウンセリングを受けてもらい、真意を把握することもある。安心感のある家庭に導くようサポートする一方で、リスクが一定基準を超えたと判断した場合は、介入的に関与している。

△ 地域レベルで児童虐待に対応するための組織はあるのか。

■ 要保護児童対策地域協議会がある。他県では、子供が地域の赤ちゃん等と交流して人間関係力を学ぶなどの取組もなされている。

△ 特別養子縁組の申立てがあった場合、監護期間の観察は誰が行うのか。

△ 家裁調査官が、6か月以上の監護期間の間、必要な観察を行う。

△ 親権喪失申立ての際、家裁調査官は児童相談所とどのように連携しているのか。

◆ 例えば児童相談所から親権喪失申立てがなされた場合、児童相談所に、申立ての理由等の実情を尋ね、今後の家庭再生について意見交換を行うなどしている。

2 意見交換

△ 児童虐待に対する地域レベルでの関心はまだまだ低く、児童虐待を発見したら直ちに児童相談所に通告することもほとんど知らないなので、今後、問題意識を浸透させる必要がある。

△ 司法や行政が関与するのは、虐待の発生後であるが、虐待を防止するための啓発を精力的に行うことが重要ではないか。

△ 裁判所には、児童虐待関係事件の審判後のアフターフォローを期待する。

△ 家裁調査官の調査の内容を知り、適正な審判がなされていると感じた。

△ 児童養護施設では、荒れた生活を送っていた子供がその後も生活習慣を改善できないということがあった。児童福祉施設への入所措置を受けた後も、

周囲が責任を持って子供を導いていかなければならない。

△ 審判等の申立て前や審判後に裁判所が関与することは困難かもしれないが、申立てから審判が出るまでの限られた期間で、早期に保護者に問題意識を持たせ、継続的な虐待を防止するような措置を講じつつ、目的意識を持った迅速な処理が必要ではないかと感じた。